

原議保存期間	30年(令和36年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	30年(令和36年12月31日まで保存)

情 甲 達 第 1 2 9 号  
令 和 6 年 4 月 1 7 日

部課署長 殿

石川県警察本部長

### 石川県警察電子申請業務運用要領の改正について(通達)

対号 令和3年5月25日付け務甲達第76号、情甲達第31号「石川県警察電子申請業務運用要領の制定について(通達)」

電子申請業務については、対号に基づき事務処理を行っているところであるが、別添のとおり「石川県警察電子申請業務運用要領」を改正して運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、対号は廃止する。

## 別添

### 石川県警察電子申請業務運用要領

#### 第1 目的

この要領は、石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成20年石川県公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用した申請等を適正かつ効率的に処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 定義

1 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### (1) 申請等

申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき公安委員会等に対して行われる通知をいう。

##### (2) 電子申請

電子情報処理組織を使用して、公安委員会等に対して行う申請等をいう。

##### (3) 電子申請システム

警察庁、石川県又は石川県警察が管理、運用する電子申請に係る情報処理を行う電子計算機及び警察本部又は警察署に設置する電子申請に係る情報処理を行う電子計算機を利用するシステムをいう。

##### (4) 電子申請処理端末

警察本部又は警察署に設置する電子申請に係る情報処理を行う電子計算機（石川県警察WAN端末を除く。）をいう。

##### (5) 電子申請業務

電子申請に係る確認、補正、審査、応答その他の事務をいう。

##### (6) 電子メール

インターネットを利用して、情報の送信又は受信を行うことができる機能をいう。

2 1に規定するもののほか、この要領で使用する用語は、規則及び「石川県警察情報セキュリティに関する対策基準の改正について（通達）」（令和6年2月20日付け情甲達第72号）で使用する用語の例による。

#### 第3 運用管理体制

##### 1 運用主管課長

(1) 電子申請システム及び電子申請業務の適正な管理を図るため、警察本部に運用主管課長を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

(2) 運用主管課長は、次に掲げる事務を行う。

ア 電子申請業務の企画・調整に関すること。

イ 電子申請業務を行うためのID及びパスワード（以下「ID等」という。）

の設定作業に関するこ（（アクセス権限が運用主管課長以外から付与されるものを除く。）。

## 2 システムセキュリティ責任者

電子申請システムの情報セキュリティを維持するため、警察本部にシステムセキュリティ責任者を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

## 3 業務管理者

(1) 電子申請業務の適正かつ効率的な運用を図るため、電子申請業務を所管する警察本部の所属に業務管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

(2) 業務管理者は、次に掲げる事務を行う。

ア 所管する電子申請業務の指導・教養に関するこ。

イ 電子申請システムの入力フォームの作成・変更等に関するこ。

ウ ID等の付与の申請に関するこ。

## 4 運用管理者

(1) 電子申請業務の適正な実施を図るため、電子申請業務を行う所属に運用管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

(2) 運用管理者は、次に掲げる事務を行う。

ア 電子申請処理端末を操作する担当者（以下「端末操作者」という。）の選任に関するこ。

イ 電子申請業務における情報の管理に関するこ。

## 5 端末操作者

(1) 運用管理者からID等を付与された者を端末操作者とする。

(2) 端末操作者は、次に掲げる事務を行う。

ア 電子申請の到達状況の定期的な確認に関するこ。

イ 付与されたID等の適正管理に関するこ。

ウ 電子申請業務の処理に関するこ。

## 第4 電子申請に係る添付ファイルの取扱い

1 電子申請システムから電子申請に係る添付ファイルをダウンロードする場合は、原則として、電子申請システムの機能によって無害化処理された添付ファイルをダウンロードするものとする。

2 やむを得ず、無害化処理されていない添付ファイル（以下「原本ファイル」という。）をダウンロードしなければならないときは、ウイルスチェックを行うこととする。

3 運用管理者は、原本ファイルのウイルスチェックによって不正プログラムが検知された場合は、システムセキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。

## 第5 電子メールの利用

1 電子申請業務を補完するため、電子申請システムに付加されている電子メー

ルを利用することができる。

- 2 電子メールを利用する場合は、原則、機密性1（低）に分類される情報のみ送信可能とする。ただし、対面での申請等の処理において、当然に相手方に教示するべき情報及び3に定める方法による場合については、この限りではない。
- 3 電子メールでファイルを添付して送信する場合は、当該ファイルの作成者情報や附属する情報等からの情報漏えいを防止しなければならない。

また、機密性2（中）情報を含むファイルを添付して送信する場合は、当該ファイルについて、事前にパスワードを設定し、又は暗号化しなければならない。

- 4 要機密情報を電子メールで受信した場合は、当該情報に係る電子申請業務が完結した後、当該情報を速やかに電子申請処理端末から削除しなければならない。ただし、当該情報の継続的な利用又は保存が必要な場合は、外部記録媒体等を用いて、石川県警察WAN端末等に移送するものとする。
- 5 機密性の分類にかかわらず、電子申請業務に必要がない電子メールは、電子申請処理端末から削除しなければならない。
- 6 不審な電子メールを受信した場合は、開封（添付ファイルを開く行為及び本文に設定されたハイパーリンクを選択する行為をいう。）せず、当該不審メールを受信した旨をシステムセキュリティ責任者に報告しなければならない。

## 第6 安全の確保

### 1 情報セキュリティ

電子申請システムの情報セキュリティの維持に関する事項については、石川県警察における警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

### 2 管理対象情報の分類

電子申請システムに係る管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
電子申請システム（電子メールを含む。）	2（中）	2（高）	2（高）

## 第7 システム障害等

運用管理者は、電子申請システム又は電子申請処理端末について障害又は不具合を認知した場合は、速やかに運用主管課長及びシステムセキュリティ責任者に報告しなければならない。

## 第8 電子申請を行った者を確認するための措置

規則第4条第2項ただし書の公安委員会等が指定する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 申請者等によるID及びパスワードの入力
- (2) 電子申請業務ごとに指定する申請者等の確認に必要な事項の入力（当該電

子申請業務の性質から ID 及びパスワードの入力を要しない手続に限る。)

#### 第9 その他

この要領に定めるもののほか、電子申請業務に関する必要な事項は、警察本部長が別に定める。